

町田市被災建築物応急危険度判定

業務マニュアル

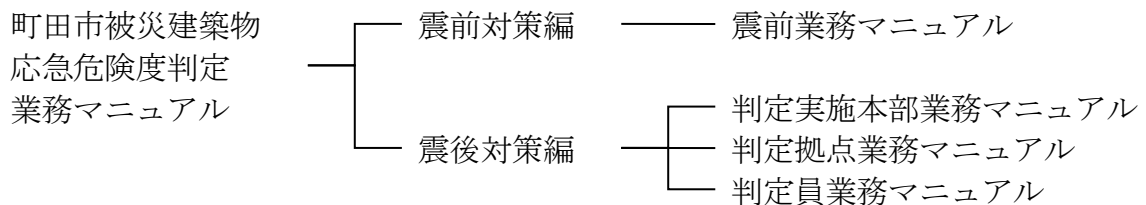
2016年

町田市災害対策本部
都市づくり対策部住宅都市復興班

前 文

町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルは、判定に携わる者全てが円滑、的確、迅速な判定を願うことから、町田市、東京都、判定員それぞれの役割、及び行動についてマニュアルとして記載したものであり、以下のように構成されている。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



この町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル（以下、「本マニュアル」という。）は、東京都被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを基本として、町田市地域防災計画と整合性を図り策定し、市域の災害の際に、円滑に判定が行えるようマニュアル化したものである。

本マニュアルは、4つのマニュアルから構成されている。

1) 震前業務マニュアル

判定実施時に円滑に進められるよう、平時においてその準備を進めるため、マニュアル化したものである。

2) 判定実施本部業務マニュアル

災害対策本部長が、判定の実施を決定する時点から、実施本部の円滑な業務遂行に必要な事項についてマニュアル化したものである。

3) 判定拠点業務マニュアル

判定拠点の円滑な業務遂行に必要な事項についてマニュアル化したものである。

4) 判定員業務マニュアル

判定業務に携わる判定員が、円滑に業務を遂行するための事項についてマニュアル化したものである。また、記載内容が、判定員心得というべきものでもあることから、町田市は、判定員がこのように行動するということを前提に1) から3) のマニュアルを使用することとなります。

各マニュアルの策定は、東京都が判定実施を円滑に行えるよう策定したマニュアルを基本とし、町田市の被災時における判定業務が円滑に行えるよう作成したものである。

なお、被災建築物応急危険度判定に係る各種事項については、常に最新の内容でなければならない。

したがって、東京都等と常時協議を行い本マニュアルも必要に応じて訂正するものである。

制定 2004年5月14日

改訂 2016年2月 2日

町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアル

目 次

震前対策編

| | |
|-------------|---|
| 1 震前業務マニュアル | 1 |
|-------------|---|

震後対策編

| | |
|-----------------|-----|
| 1 判定実施本部業務マニュアル | 1 2 |
|-----------------|-----|

| | |
|---------------|-----|
| 2 判定拠点業務マニュアル | 2 0 |
|---------------|-----|

| | |
|--------------|-----|
| 3 判定員業務マニュアル | 2 7 |
|--------------|-----|

| | |
|----|-----|
| 用語 | 3 6 |
|----|-----|

震 前 対 策 編

1 震前業務マニュアル

住宅都市復興班判定実施本部組織・業務
(必要職員数 20名)

判定実施本部

本部長：都市づくり部建築開発審査課長

副本部長：都市づくり部建築開発審査課 建築指導担当課長
(本部長、副本部長がマスコミ対応)

—業務内容—

- ・拠点長及び判定コーディネーターの任命
- ・東京都支援本部への判定員及び資機材の支援要請
- ・住民への広報
- ・被災を受けた建築物等所有者への相談窓口設置、関係団体への協力要請
- ・実施本部の解散

<判定庶務グループ>

グループ長：係長職

担当職員：3名

計：4名

—業務内容—

- ・市域の被災情報収集
- ・判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員の把握
- ・判定員に対し、各拠点への参集要請
- ・判定員の災害補償
- ・東京都支援本部へ判定員及び資機材の支援要請の事務
- ・住民への広報の事務
- ・判定に関する問い合わせ、応急復旧等の相談窓口事務
- ・関係団体への協力要請事務
- ・判定員及び支援判定員等の移送、宿泊所等の手配
- ・判定実施結果の総集計、資料整理

<判定実施グループ>

グループ長：係長職

担当職員：3名

計：4名

—業務内容—

- ・市域の被災情報収集
- ・判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員の把握
- ・実施地域の地域割
- ・判定作業計画、拠点の確保及び設置
- ・判定員の受入、参集判定員名簿の作成
- ・判定資機材及び移動手段の準備、輸送
- ・判定実施日の集計

判定拠点 (最大5地域に設置)

拠点長(判定コーディネーター兼務可)：各1名(最大5名) ※判定コーディネーターは5班以内に1名配置

担当職員：各1名(最大5名)

<拠点長>

- ・拠点の設置
- ・判定実施本部との連絡調整
- ・実施地域の調査区域割
- ・宿泊施設の確認
- ・被災区域の状況説明等
- ・要再調査建築物の検討
- ・判定実施日ごとの総集計、報告

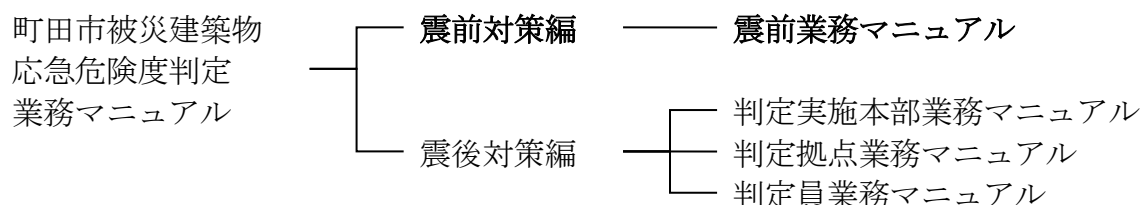
<判定コーディネーター>

- ・資機材、移動手段等の受入、配分
- ・判定員の受付、台帳作成等
- ・判定員のチーム、班編成
- ・資料、移動手段の配分及び作業説明
- ・判定員との連絡体制
- ・判定結果集計及び報告等
- ・要再調査建築物の検討

第1 目的

このマニュアルは、地震発生後において、建築物の応急危険度判定（以下「判定」という。）を円滑に実施するため、判定に関する計画の作成及び判定資機材（以下「資機材」という。）の備蓄等、予め震前に準備すべき基本的事項について定める。なお、震後対策編の「判定実施本部業務マニュアル」と相互に補完し用いられることを前提とする。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



第2 地震による被災建築物等の予測

災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班（以下「復興班」という。）は、地震による建築物の被害想定（2014年版「町田市地域防災計画」による。）に基づき市域における被災建築物の判定棟数を想定する。

『資料』

1. 建築物の被害想定（多摩直下地震「マグニチュード7.3」に基づく総数）

| | | |
|--------------|----|---------|
| 木造建築物被害想定 | 総数 | 84,367棟 |
| | 全壊 | 3,595棟 |
| | 半壊 | 11,353棟 |
| 非木造建築物被害想定 | 総数 | 24,394棟 |
| | 全壊 | 336棟 |
| | 半壊 | 1,168棟 |
| 判定予測棟数（半壊棟数） | | 12,521棟 |

第3 震前判定計画

1. 被災建築物の判定実施要否の判断

- (1) 復興班は、「町田市地域防災計画」に基づく第1配備体制時に（震度5弱の地震発生後）参集し、被災民間住宅等建築物（以下「民間住宅等」という。）の被害状況を把握すると共に、被災情報を収集する。収集した資料をもとに3日以内に被災調査書を作成し、災害対策本部長へ具申する。
- (2) 災害対策本部長は、具申資料に基づき民間住宅等の建築物の判定実施の要否を決定する。

2. 判定実施の宣言

- (1) 判定実施の宣言は、災害対策本部長が行う。
- (2) 判定実施宣言後、復興班は、民間住宅等の応急危険度判定（以下「判定」という。）を行う。

3. 判定実施本部の設置等

- (1) 判定実施宣言後、復興班の判定所管課に判定実施本部（以下「実施本部」という。）を設置する。

- (2) 都市づくり対策部長は、判定実施本部長（以下「実施本部長」という。）を任命する。
- (3) 実施本部長は、調査判定を行う判定拠点（以下「拠点」という。）を定め、拠点長及び判定コーディネーターを任命する。
- (4) 実施本部長は、東京都支援本部長（以下「支援本部長」という。）へ判定実施の要否及び被災状況等を報告する。
- (5) 実施本部は、判定庶務、判定実施の2グループ組織とする。
4. 判定対象建築物、活動方法
実施本部が行う判定対象建築物は、民間住宅等とする。
5. 判定実施地域、判定拠点等
(1) 判定実施地域（以下「実施地域」という。）は、市内全域とし、最大で5分割をする。
(2) 民間住宅等の被災調査書に基づき実施地域を決定し、実施地域には拠点を設置する。
(3) 震後3日以内に判定作業計画書を作成する。
6. 判定実施期間、必要判定員数等
(1) 判定実施期間（以下「実施期間」という。）は、10日以内とする。
(2) 判定員2名で1チームを編成し、1日の判定棟数を15棟程度とする。
(3) 判定員の稼働日数は、3日以内とする。
(4) 判定予測棟数（半壊・一部損壊の建築物）に基づき判定員の必要数を算定し、総判定員数を把握する。
7. 判定員の参集要請
災害時の参集要請は、防災安全課が設置している「防災行政無線」等を使用する。
8. 判定資機材
(1) 復興班は、判定活動に必要な資機材及び装備のリストを作成し、備蓄する。
(2) 資機材は、町田第一小学校内の防災備蓄倉庫に保管する。
9. 東京都支援本部との調整
(1) 東京都支援本部（以下「支援本部」という。）と支援判定員の集合場所、移送経路、移送方法の調整を行う。
(2) 支援本部と資機材の輸送方法の調整を行う。
10. 実施本部と拠点の連絡体制
実施本部と拠点の判定作業に関する連絡は、防災安全課が設置している「防災行政無線」を使用する。
11. 判定員の宿泊所等の手配
実施本部は、判定員の宿泊場所を手配する。
12. 支援本部への報告
実施本部は、判定作業終了後、支援本部へ判定の結果を報告する。

『解説』

1. 判定実施の判断

(1)

- ①被災調査書の作成は判定所管課が行うものとする。
②判定所管課は、建築開発審査課とする。
③民間住宅等とは、共同住宅及び店舗併用、事務所併用等を含めた住宅とする。
④被災調査書は、地域、建築物棟数、構造種別等について明記をする。

(2)省略

2. 判定実施の宣言

(1)省略

(2)省略

3. 判定実施本部の設置

- (1) 省略
- (2) 判定実施本部長：建築開発審査課長
- (3) 省略
- (4) 支援本部長：東京都都市整備局市街地建築部耐震化推進担当部長
- (5) 省略

4. 判定対象建築物、活動方法

省略

5. 実施地域、拠点

(1) 各地域拠点

- ① 町田地域 → 市庁舎
- ② 南地域 → 南市民センター
- ③ 鶴川地域 → 鶴川市民センター
- ④ 忠生地域 → 忠生市民センター
- ⑤ 堺地域 → 堺市民センター

(2) 省略

(3) 拠点には、拠点長及び判定コーディネーターを配置する。

- ① 拠点長は、判定作業計画に基づき、調査区域割りを行い調査判定に関する資料を作成し、調査判定をした建築物の集計、報告等の業務を行う。
- ② 判定コーディネーターは、判定実施のための判定員の指導、支援を行う。
- ③ 判定作業計画により班が5班を超える場合、5班ごとに判定コーディネーターを配置する。

6. 判定実施期間、必要判定員数等

(1) 被災建築物の判定棟数

市域のほとんどは、丘陵地形に広がっているため、高低差のある敷地が多く移動に時間がかかることを予測し、1日の判定可能な建築物棟数を15棟程度とする。

(2) 判定予測棟数、実施期間、必要判定員数

- | | |
|-------------------------------|---------|
| ① 判定予測棟数（民間住宅等） | 12,521棟 |
| ② 判定予測棟数から予測される1日に必要な判定員数 | 約170名 |
| ③ 判定員1名の稼働日数を3日とし、必要とする判定員の総数 | 約570名 |
| ④ 判定予測棟数から予測される実施期間 | 10日以内 |

(3) 被災建築物の調査用紙、判定ステッカー

- | | | |
|-----------|----------|--------|
| ① 調査用紙 | 木造（うぐいす） | 7,500枚 |
| | RC造（ブルー） | 400枚 |
| | S造（ピンク） | 1,200枚 |
| ② 判定ステッカー | 危険（赤） | 1,500枚 |
| | 要注意（黄） | 3,000枚 |
| | 調査済（緑） | 5,000枚 |

(4) 調査用紙、判定ステッカーの備蓄目標は、被災想定建築物の約70%とし、判定所管課が保管する

7. 省略

8. 資機材

(1) 被災建築物判定の資機材（1日に必要な判定員数を目標に実施本部が備蓄）

| | |
|----------------------|------|
| ①腕章 | 170枚 |
| ②ヘルメット貼り付けシール | 570枚 |
| ③クラックスケール | 85枚 |
| ④画板 | 85枚 |
| ⑤筆記用具（油性マジック） | 85個 |
| ⑥判定街区マップ（住宅地図 南北セット） | 5セット |
| ⑦ガムテープ | 170巻 |
| ⑧下げ振り | 85個 |
| ⑨ハンマー | 85個 |

(2) 資機材は、一括して町田第一小学校体育館内の防災備蓄倉庫に保管する。

9. 支援本部との調整

(1) ①実施本部は、判定活動に必要な支援判定員、不足資機材等について、常時、支援本部（東京都都市整備局市街地建築部建築企画課）と連絡を取り調整を図る。

②実施本部と支援本部の連絡体制（防災行政無線使用）

(i) 実施本部から支援本部

- ・防災安全課から支援本部へかける場合 70481
- ・庁舎一般内線電話から支援本部へかける場合 63-70481
- ・庁舎一般内線電話から都の所管課の内線電話にかける場合
63-2-（内線番号）

・支援本部へFAXを送信する場合

東京都が都防災無線FAXを設置した際にFAX番号を確認する

(ii) 支援本部から実施本部

- ・町田市防災無線電話番号 80811（防災安全課の無線電話使用）
- ・町田市防災無線FAX 80801（防災安全課の無線FAX使用）
- ・都の内線電話から庁舎一般内線電話にかける場合 8089-（内線電話）

(2) 支援判定員の集合場所、移送経路及び資機材の輸送方法は、道路網、交通機関等について支援本部と調整し、決定する。

10. 省略

11. 判定員の宿泊場所等の手配

判定員の宿泊場所の確保は、支援本部の指示に従い手配する。

12. 省略

第4 震前応援計画

1. 判定応援係の設置

- (1) 判定所管課は、広域支援本部からの応援要請を受けた場合、対応できるように判定応援係を設置し、応援活動の業務を行う。
- (2) 判定応援係は、係の体制作りを行い応援活動に対応する。

2. 応援作業計画

- (1) 判定応援係は、広域支援本部からの支援要請内容を把握し、応援作業計画書を作成する。
- (2) 応援作業計画書に基づき、市内在住在勤の判定員等に対し、参集要請をする。
- (3) 参集要請後、応援判定員等の派遣名簿を作成する。
- (4) 備蓄資機材リストから応援資機材を準備し、応援資機材リストを作成する。

3. 広域支援本部からの支援要請（応援判定員等の派遣及び応援資機材の提供等）

- (1) 広域支援本部からの判定員支援要請に基づき応援判定員を決定する。
- (2) 行政職員の支援要請については、関係各課と協議し、派遣の決定をする。
- (3) 応援資機材リストに基づき資機材の提供をする。
- (4) 応援判定員等の災害補償は、支援本部及び実施本部の補償制度に基づくものとする。

4. 応援判定員の移送、応援資機材の輸送方法

- (1) 応援判定員等の移送及び応援資機材の輸送方法は、広域支援本部の指示に基づき行う。

『解説』

1. 判定応援係の設置および連絡先

(1) 判定応援係：建築開発審査課 閲覧証明係

電話 042 (724) 4270 (一般電話直通)

広域支援本部

(町田市の場合は東京都の所管課：都市整備局市街地建築部建築企画課)

電話 03 (5388) 3362 (一般電話直通)

2. 応援作業計画

- (1) 省略
- (2) 省略
- (3) 省略
- (4) 省略

3. 広域支援本部からの支援要請（応援判定員等の派遣及び応援資機材の提供等）

- (1) 省略
- (2) 行政職員の派遣については、総務部防災安全課、総務部職員課等と協議を行い決定する。
- (3) 省略
- (4) 応援判定員の災害補償は、支援本部及び実施本部において名簿登録された時より補償される。

4. 応援判定員、応援資機材の移送、輸送方法

- (1) 省略

第5 判定員等の参集方法の確立

1. 情報連絡及び参集要請に関するシステムを構築
情報伝達を効率的で実効性のあるものとするためネットワークの構築を図る。

第6 情報伝達様式の策定

東京都及び建築関係団体等への支援依頼等は、確実に情報及び意思伝達が図れるよう様式を定め、所定の様式があるものはそれらを使用する。

第7 判定員の養成・登録・名簿作成

1. 判定員の養成・登録・名簿作成は、東京都が行い判定所管課は、名簿を受領し、保管する。
2. 判定所管課は、東京都に登録された市内在住・在勤の判定員を基に地域ごとに判定員の組織構成及び編成等を策定し保管する。
3. 登録名簿は、常に最新の内容とし、判定所管課が管理保管する。

『解説』

1. 東京都に登録された名簿を基に判定所管課は、民間判定員及び行政職等判定員の名簿を作成し、判定所管課が保管する。

| | | |
|-------------------|------|--------------|
| ①民間判定員総数 | 230名 | (2013年12月現在) |
| (i) 市内在住者判定員 | 156名 | |
| (ii) 市内在勤者判定員 | 13名 | |
| (iii) 市内在住・在勤者判定員 | 61名 | |
| ②行政職員判定員 | 49名 | (2013年12月現在) |
| (i) 市内在住者 | 30名 | |
| (ii) 市外在住者 | 19名 | |
2. 判定所管課は、市内在住・在勤の民間判定員を対象に地域ごとの組織構成及び編成等について策定し、保管する。
3. 省略

第8 判定コーディネーターの養成・登録・名簿作成

1. 判定コーディネーターの養成・登録・名簿作成を東京都が行い、判定所管課は、名簿を受領し保管する。
2. 登録名簿は、常に最新の内容とし、管理保管する。

『解説』

1. 判定所管課は、市内在住・在勤の判定コーディネーターの名簿を東京都より受領し、判定所管課が保管する。

| | | |
|-----------------------------------|-----|-------------|
| ①判定コーディネーターは、行政職員等、判定業務に精通した者とする。 | | |
| ②判定コーディネーター総数（行政職員） | 32名 | (2013年3月現在) |
2. 登録名簿の管理責任者は、判定所管課（都市づくり部建築開発審査課）とする。

第9 判定員等の災害補償及び個人情報の保守

1. 判定活動中等の事故については、「東京都ボランティア要綱」及び「被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」に基づき補償を行う。
2. 登録された判定員及び判定コーディネーターの個人情報は、情報管理に留意する。

『解説』

1. 判定活動中等の災害補償

①判定員、判定コーディネーターの補償制度

- (i) 東京都防災ボランティア登録者である民間の判定員、判定コーディネーターの都内で
の判定活動については、東京都ボランティア要綱に基づき判定員に対する補償を行うものとする。
- (ii) 東京都防災ボランティア登録者である民間の判定員、判定コーディネーターの都内で
の判定活動については、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」に基づく補償制度により行うものとする。
- (iii) 都外からの支援判定員の災害補償については、全国被災建築物応急危険度判定協議会
が定めた「被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度運用要領」に基づく補償制度により行うものとする。

- ②補償制度適用のため、現地集合時に判定員の本人確認と共に、登録番号、氏名、勤務先または連絡先（住所、電話番号）を記載した名簿を作成または受領する。

2. 省略

第10 参集・判定作業訓練等の向上

震前判定計画に基づく実効性の確認及び判定作業等を円滑に実施するため、シミュレーション等による訓練を行う。

『解説』

- ①定期的に判定員を対象とした訓練の実施、意識の向上及び判定に係る最新情報の提供に努める。
- ②判定活動を円滑に行うため、判定員の参集要請訓練、実施本部と支援本部の連絡体制訓練を行う。
- ③震前判定計画に基づきシミュレーションを行い、計画の実効性を確認すること及び訓練の結果に基づき震前判定計画を適切に見直すものとする。
- ④判定コーディネーターについても必要に応じて講習・訓練等を行う。

第11 判定制度のPR

判定に関し、多数の判定員の確保並びに災害時における判定業務等の円滑な実施を行うため、判定制度の普及、啓発を行い、建築士をはじめ一般市民の理解に努める。

第12 その他体制整備

判定所管課は、防災安全課と連携し、判定が迅速かつ確実に実施が出来る体制、また、判定終了後も必要な体制が取れるよう整備する。

『解説』

都内、都外から判定員の移送のため電車等の使用、及び、道路の使用状況等、予め関係機関と調整が行える体制、及び、判定終了後の判定員に対するメンタルヘルスケアについて、配慮する。

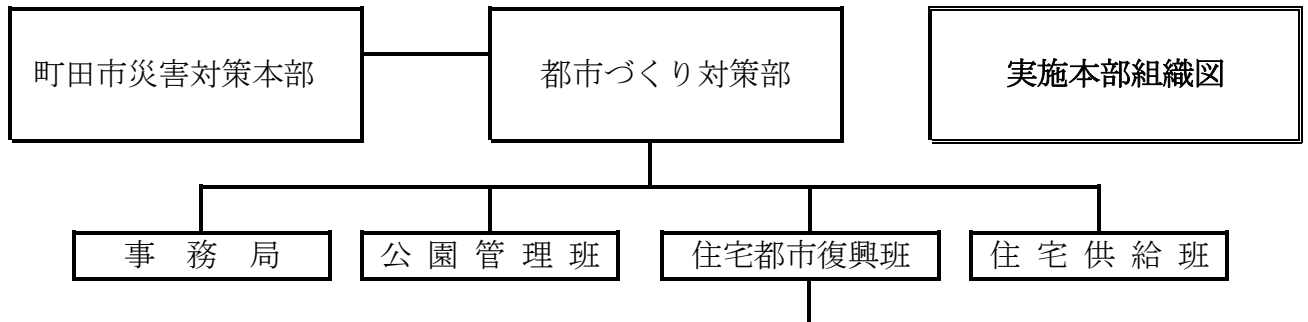
標準判定資機材一覧表

| 区分 | 判定資機材 | 準備者 | | 備考 |
|-----------|-----------------|--------|-----|-----------|
| | | 判定実施本部 | 判定員 | |
| A | ★登録証 | | ○ | 判定員が携帯 |
| | ★腕章 | ○ | | |
| | ★判定調査表 | ○ | | |
| | ★判定ステッカー | ○ | | |
| | ★判定マニュアル | | ○ | 町田市、東京都配布 |
| | ★判定員手帳 | | ○ | |
| | ★ヘルメット用シール | ○ | | |
| | ヘルメット | ● | ○ | |
| | 携帯電話 | | ○ | |
| | 判定街区マップ | ○ | | |
| | 筆記用具 | ● | ○ | |
| | 油性マジック | ○ | | |
| | 下げ振り | ○ | | |
| | クラックスケール | ○ | | |
| | ガムテープ | ○ | | |
| | 雨具（ビニール合羽）※ | ● | ○ | |
| | 防寒具（ジャンパー・ミカロ）※ | ● | ○ | |
| コンベックス | ● | ○ | | |
| 健康保険証（写し） | | ○ | | |
| B | バインダー | ○ | | |
| | マスク | | ○ | |
| | 軍手 | ● | ○ | |
| | リュックサック | | ○ | |
| C | ハンマー（打診器） | ○ | | |
| | 双眼鏡 | | ○ | |
| | ペンライト | | ○ | |
| | ホイッスル | | ○ | |
| | カメラ | | ○ | |
| | コンパス（方位磁石） | | ○ | |
| | 医薬品 | | ○ | 風邪薬・胃腸薬等 |
| | 車両表示 | ○ | | |

- 注) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。
 区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの。
 B：判定時にあった方がよいもの。
 C：判定時にできればあると便利なもの。
 ※印は、状況によって必要ない場合もある。
 ●印は、実施本部が予備分として必要なもの。

震 後 対 策 編

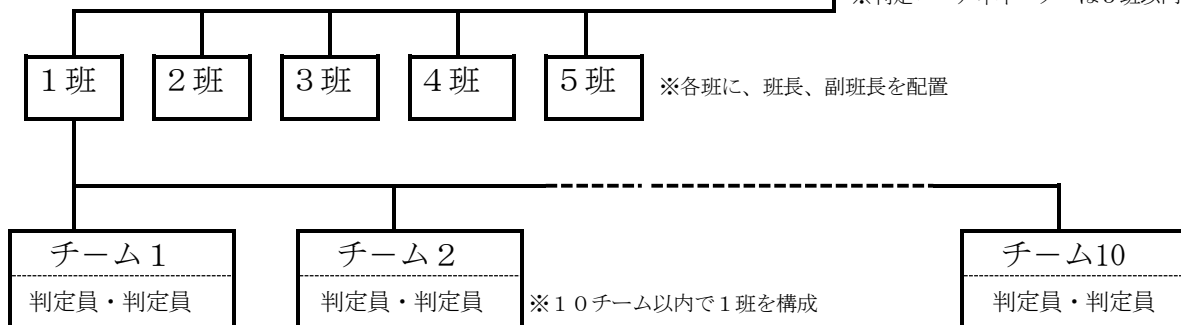
1 判定実施本部業務マニュアル



| 判定実施本部 | |
|--|--|
| <p><判定実施本部長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点長及び判定コーディネーターの任命 ・東京都支援本部への判定員及び資機材の支援要請 ・住民への広報 ・被災を受けた建築物等所有者への相談窓口設置、関係団体への協力要請 ・実施本部の解散 | |
| <p><判定庶務グループ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域の被災情報収集 ・判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員の把握 ・判定員に対し、各拠点への参集要請 ・判定員の災害補償 ・東京都支援本部へ判定員及び資機材の支援要請の事務 ・住民への広報の事務 ・判定に関する問い合わせ、応急復旧等の相談窓口事務 ・関係団体への協力要請事務 ・判定員及び支援判定員等の移送、宿泊所等の手配 ・判定実施結果の総集計、資料整理 | <p><判定実施グループ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域の被災情報収集 ・判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員の把握 ・実施地域の地域割 ・判定作業計画、拠点の確保及び設置 ・判定員の受入、参集判定員名簿の作成 ・判定資機材及び移手段の準備、輸送 ・判定実施日の集計 |

| 判 定 拠 点 ※最大5地域に設置 | |
|--|---|
| <p><拠 点 長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点の設置 ・判定実施本部との連絡調整 ・実施地域の調査区域割 ・宿泊施設の確認 ・被災区域の状況説明等 ・要再調査建築物の検討 ・判定実施日の総集計、報告 | <p><判定コーディネーター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材、移手段等の受入・配分 ・判定員の受付、台帳作成等 ・判定員のチーム、班編成 ・資料、移手段の配分及び作業説明 ・判定員との連絡体制 ・判定結果集計及び報告等 ・要再調査建築物の検討 |

※判定コーディネーターは5班以内に1名配置

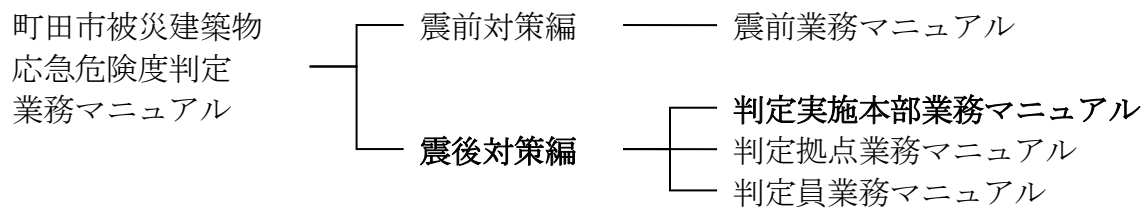


第1 目的

このマニュアルは、地震により被災した建築物の余震等による倒壊、部材の落下などから住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定を実施する判定実施本部（以下「実施本部」という。）の業務を予め定めることにより、被災建築物の危険度判定を迅速かつ的確に実施することを目的とする。

なお、このマニュアルは、震後対策編の一部として設ける実施本部の業務について定めたものであり、震前対策編の震前業務マニュアル、震後対策編の判定拠点業務マニュアル及び判定員業務マニュアルと相互に補完し、用いられることを前提とする。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



第2 地震による被災建築物判定棟数

災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班（以下「復興班」という。）は、地震による民間住宅等建築物（以下「民間住宅等」という。）の被害状況に基づき被災判定棟数を想定する。

『解説』

- ① 民間住宅等とは、共同住宅、店舗併用、事務所併用等を含めた住宅とする。
- ② 民間住宅等の被災判定棟数の想定及び算出する。
 - (i) 被災建築物の位置等から調査区域を想定する。
 - (ii) 被災状況に基づき半壊棟数等を予測し、判定総棟数を算出する。

第3 実施本部の設置

1. 応急危険度判定実施の決定

- (1) 復興班は、震後、直ちに民間住宅等の被災総棟数を基に被災調査書（以下「調査書」）を作成する。
- (2) 都市づくり対策部長は、調査書に基づき災害対策本部長に具申する。
- (3) 災害対策本部長は、調査書の被災状況により被災建築物応急危険度判定の要否を判断し、判定実施を決定する。

2. 判定実施の宣言

- (1) 判定実施の宣言は、災害対策本部長が宣言する。
- (2) 判定実施宣言後、復興班は、民間住宅等の応急危険度判定（以下「判定」という。）を行う。

3. 実施本部の設置

- (1) 都市づくり対策部長は、判定実施本部長（以下「実施本部長」という。）を任命する。
- (2) 実施本部長は、実施本部を設置し、判定庶務グループ及び判定実施グループを設置する。
- (3) 実施本部長は、東京都支援本部長へ判定実施の決定、判定実施本部の設置及び被災状況等を報告する。

『解説』

1. 判定実施の決定

(1) 調査書の作成

①被災調査書は、判定所管課が作成する。

②判定所管課：建築開発審査課

③調査書の作成は、地域、建築物棟数、構造種別等について明記をする。

(2) 実施本部長が判定実施を行わないとした場合については、被災状況等とともにその旨を東京都支援本部長に報告する。

(3) 省略

2. 省略

3. 実施本部の設置

(1) 実施本部長：都市づくり部 建築開発審査課長

(2) 実施本部の設置

①実施本部長は、直ちに、「実施本部組織図」に基づき実施本部を設置する。

②実施本部は、復興班の判定所管課に設置する。

(3) 東京都支援本部長：都市整備局市街地建築部耐震推進担当部長

①判定実施の報告は、防災無線電話を使用し、東京都支援本部へ報告する。

・防災安全課から支援本部へかける場合 7 0 4 8 1

・庁舎一般内線電話から支援本部へかける場合 6 3 - 7 0 4 8 1

第4 実施本部の活動、情報分析及び予測

1. 実施本部は、調査書を基に市域の被災範囲を推定し、判定実施地域（以下「実施地域」という。）を決定する。
2. 実施地域決定時において収集された情報が不十分な場合、判定員等の情報を基に再度被災状況の確認を行う。
3. 実施地域内の民間住宅等、被災建築物総棟数を推計後、判定拠点（以下「拠点」という。）ごとに区分し、調査判定棟数を決定する。
4. 拠点ごとの調査判定棟数決定後、判定実施期間、必要判定員数、必要判定コーディネーター数を算定する。

『解説』

1. 調査書に基づき市域の被災建築物の範囲を推定し、活動が迅速に行えるようにする。

2. 実施地域の決定は、被災状況により決定するが、被災当初、情報は不十分な可能性があるため判定員等による被災状況報告を基に見直しをすると共に実施地域を決定する。

3. 調査判定総棟数は、被災実態により定めるが、実施区域内の判定留保区域及び実施地域の周辺等を加え決定する。

4. 判定実施期間、必要判定員数等

- ①判定実施期間（以下「実施期間」という。）は、10日以内とする。
- ②判定員2名で1チームを編成し、1日の判定棟数を15棟程度とする。
- ③判定員の稼働日数は、3日以内とする。
- ④判定予測棟数（半壊）に基づき判定員の必要数を算定し、総判定員数を把握する。

第5 実施本部の判定実施業務

1. 実施本部長の業務

- (1) 拠点長及び判定コーディネーターの任命
- (2) 支援本部への支援要請
- (3) 住民への広報
- (4) 被災を受けた建築物等の所有者への相談窓口の設置、関係団体への協力要請
- (5) 実施本部の解散

2. 判定庶務グループの業務

- (1) 判定員に対し、各拠点への参集要請
- (2) 判定員の災害補償
- (3) 東京都支援本部（以下「支援本部」という。）への判定員及び資機材の支援要請事務
- (4) 判定員及び支援判定員等の移送、宿泊所等の手配
- (5) 住民への広報事務
- (6) 判定に関する問い合わせ及び応急復旧、応急修繕等の相談窓口事務、関係団体への協力要請事務
- (7) 判定実施結果の総集計、報告、資料整理

3. 判定実施グループの業務

- (1) 実施地域の地域割
- (2) 判定作業計画、拠点の確保及び設置
- (3) 判定資機材（以下「資機材」という。）及び移動手段の準備、輸送
- (4) 判定員の受入、参集判定員名簿の作成
- (5) 判定実施日の集計

『解説』

1. 実施本部長の業務

(1) 拠点長及び判定コーディネーターの配置

- ①拠点長は、最大で5分割した地域の拠点に配置し、実施本部長が任命する。
- ②実施本部長は、拠点設置地域に対し、判定業務に精通した行政職員の判定コーディネーターを任命し、拠点に1名配置する。なお、被災状況により判定班が5班以上の場合、5班以内ごとに判定コーディネーターを1名配置する。

(2) 詳細は第6項および第7項参照。

(3) 詳細は第9項参照。

(4) 詳細は第10項参照。

(5) 詳細は第11項参照。

2. 判定庶務グループの業務

(1) 省略

(2) 判定員の判定活動の傷害事故については、予め判定員に対し制度への加入の有無を確認し、

全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度民間判定士等に関する補償制度」に基づき手続を行う。

(3) 詳細は第 6 項および第 7 項参照。

(4) 実施本部は、支援判定員等の拠点への移送手段及び宿泊場所等の確保を行う。

(5) 詳細は第 9 項参照。

(6) 詳細は第 10 項参照。

(7) 判定実施の結果を最終集計し、支援本部へ報告する。報告後、判定実施に関する資料は、整理し、永年保存として保管する。

3. 判定実施グループの業務

(1) 調査判定建築棟数を実施地域ごとにまとめ実施区域割を行う。

(2) 判定作業計画、拠点の確保及び設置

① 調査判定建築物棟数を実施地域ごとにまとめた判定作業計画書を震後 3 日以内に作成する。

② 拠点は、最大で 5 分割した地域に確保する。

町田地域 → 市庁舎

南地域 → 南市民センター

鶴川地域 → 鶴川市民センター

忠生地域 → 忠生市民センター

堺地域 → 堺市民センター

③ 判定作業計画書に基づき調査判定が必要な地域には、拠点を設置する。

(3) 判定業務に必要な資機材及び移動手段の準備をし、各拠点へ輸送する。

(4) 参集要請後、判定員の受け入れをするとともに各拠点で作成された受付台帳に基づき、実際に活動に参加した民間判定員等の参集判定員名簿を作成する。この参集判定員名簿は、全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めた「被災建築物応急危険度民間判定士等に関する補償制度」の手続きのために作成する。

(5) 判定期間中、拠点からの集計を受け、1 日の総集計を行い支援本部へ報告する。

第 6 支援本部への支援要請

1. 実施本部長は、必要に応じて支援本部長に対し、判定員、資機材等及び判定コーディネーターの支援要請をする。

2. 支援要請時には、支援内容及び支援時期等について支援本部へ速やかに連絡をする。

『解説』

1. 被災状況により判定員等及び資機材が不足する場合、支援本部に支援要請をする。

① 支援判定員及び支援資機材については、支援本部で作成された支援内容に基づき判定員の配属及び資機材の配備拠点を決定する。配属及び配備拠点ごとに名簿及び資機材リストを作成し、配属、配備する。

② 実施本部と支援本部の連絡体制（防災無線使用）

(i) 実施本部から支援本部

・ 防災安全課から支援本部へかける場合 7 0 4 8 1

・ 庁舎一般内線電話から支援本部へかける場合 6 3 - 7 0 4 8 1

・ 庁舎一般内線電話から都の所管課の内線電話にかける場合

6 3 - 2 - (内線番号)

・ 支援本部へ F A X を送信する場合

東京都が都防災無線 F A X を設置した際に F A X 番号を確認する

(ii) 支援本部から実施本部

- ・町田市防災無線電話番号 80811 (防災安全課の無線電話使用)
- ・町田市防災無線 FAX 80801 (防災安全課の無線FAX使用)
- ・都の内線電話から庁舎一般内線電話にかける場合 8089- (内線電話)

2. 実施本部長は、支援事項確認後も被災状況を支援本部長に随時報告し、支援事項について変更がある場合、速やかに支援を求める。

第7 支援資機材の確保

1. 実施本部は、拠点での資機材の使用数を確認すると共に不足資機材がある場合、支援本部に連絡し、確保する。
2. 実施本部は、支援資機材の確保のための輸送方法について支援本部と協議する。
3. 実施本部は、支援資機材の受領時、資機材リストに基づき支援数量の確認を行う。

『解説』

1. 資機材の確保等

- ①実施本部は、資機材等の保管場所が被災した場合、又は、交通途絶等により資機材が使用不可能となる場合、備蓄数量から使用不可能数量を減じて必要資機材リストを作成する。
- ②必要資機材リストを作成後、不足資機材が生じた場合は、不足資機材の種類、数量、必要時期等を支援本部に連絡し、資機材の確保をする。

2. 省略

3. 省略

第8 支援判定員等の受付、名簿受領

1. 実施本部は、支援判定員の代表者が持参する支援判定員等の名簿を受領し、確認を行うと共に支援判定員を各拠点又は宿泊施設に移送する。
2. 実施本部長は、支援判定員の受付、名簿確認状況を支援本部長に連絡する。

『解説』

1. 省略

2. 支援判定員の名簿及び支援判定員数を確認時、差異がある場合、実施本部は、支援本部に報告をする。

第9 住民への広報

実施本部長は、被災地の住民に対し、判定実施の理解を得るために、判定の実施状況等について広報を行う。

『解説』

- ①実施本部長は、住民からの情報を基に必要な場合は、判定実施区域の見直しを行う。
- ②判定実施地区及び被災地の住民にとって、避難活動の一助となる判定は重要な意味を持つ。それだけに、実施本部長は判定実施について住民の理解を得なければならない。従って、判定実施開始時期に必要な広報を行うのは当然であるだけでなく、実施中も必要に応じて広報活動を行わなければならない。

- ③判定員は、判定中における住民の理解を得るために、判定業務を説明したパンフレットを持参し、必要に応じて配布することなどを行わなければならない。また、この地区の判定はいつまでに行うのか、あるいはどの地区を、いつ実施するといったような質問、もしくは実施状況等に答えられるようにしておかなければならない。そのためにも、実施本部は、判定員の判定実施に対する住民対応に十分留意しなければならない。

第10 被災を受けた建築物等の所有者への対応

1. 実施本部長は、判定開始と共に、被災建築物等の所有者から判定に関する問い合わせに対応する相談窓口を設置する。
2. 実施本部長は、被災建築物の所有者からの応急復旧等の相談に応じるため、建築関係団体等に協力を要請する。

第11 実施本部業務の終了

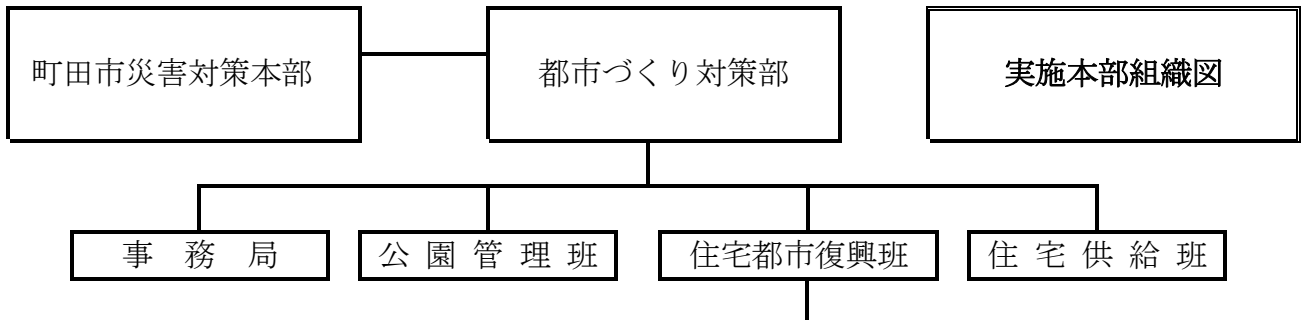
1. 実施本部は、以下の業務が完了後、判定業務終了とする。
 - (1) 判定結果の集計、資料整理の終了
 - (2) 支援本部長への報告及び支援資機材の返還
 - (3) 災害対策本部長への判定結果報告
2. 実施本部長は、判定結果の集計及び整理後、判定業務終了を都市づくり対策部長に報告し、判定業務の資料等を判定所管課に引き継ぐと共に実施本部を解散する。
3. 判定業務に関する資料等については、永年保存とし、判定所管課が保管する。
4. 災害対策本部長判定所管課長は、実施本部解散後も必要に応じ、被災者に対する判定結果に関する問い合わせの窓口を設置する。
5. 判定所管課長は、災害対策本部解散後においても、従事した判定員へのメンタルヘルスケアに配慮する。

『解説』

1. 実施本部の判定業務終了
 - (1) 省略
 - (2) 省略
 - (3) 実施本部長は、集計表を基に都市づくり対策部長に報告する。都市づくり対策部長は、報告書を基に災害対策本部長に報告する。
2. 実施本部は、判定結果の集計及び判定に関する資料の整理後、判定所管課に以下の書類を引き継ぎする。また、余震等が発生し、被災建築物が発生した場合は、再度、判定業務を行う。実施本部の解散は、余震の回数及び震度の減少等を確認し、解散する。
 - ・引き継ぎ資料
 - ①実施区域図（全体区域図、住宅地区）
 - ②判定結果集計表
 - ③判定調査表
3. 省略
4. 省略
5. 省略

震 後 対 策 編

2 判定拠点業務マニュアル



判定実施本部

<判定実施本部長>

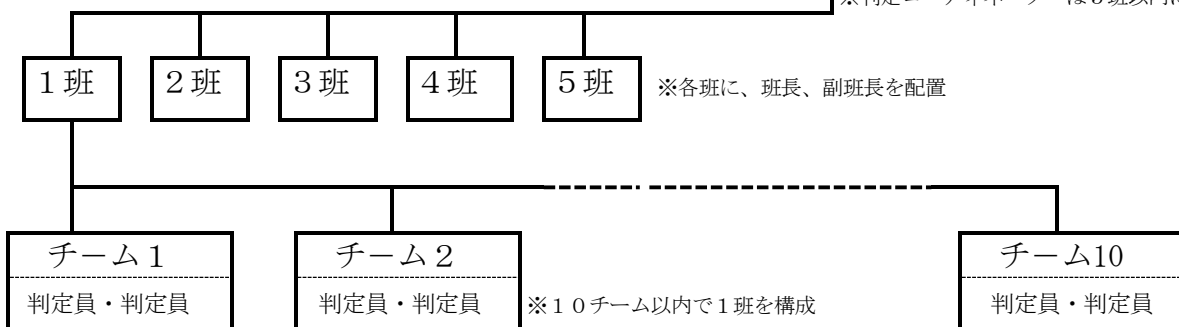
- ・拠点長及び判定コーディネーターの任命
- ・東京都支援本部への判定員及び資機材の支援要請
- ・住民への広報
- ・被災を受けた建築物等所有者への相談窓口設置、関係団体への協力要請
- ・実施本部の解散

| | |
|---|--|
| <p><判定庶務グループ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域の被災情報収集 ・判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員の把握 ・判定員に対し、各拠点への参集要請 ・判定員の災害補償 ・東京都支援本部へ判定員及び資機材の支援要請の事務 ・住民への広報の事務 ・判定に関する問い合わせ、応急復旧等の相談窓口事務 ・関係団体への協力要請事務 ・判定員及び支援判定員等の移送、宿泊所等の手配 ・判定実施結果ごとの総集計、資料整理 | <p><判定実施グループ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市域の被災情報収集 ・判定実施地域・期間、被災建築棟数、必要判定員の把握 ・実施地域の地域割 ・判定作業計画、拠点の確保及び設置 ・判定員の受入、参集判定員名簿の作成 ・判定資機材及び移動手段の準備、輸送 ・判定実施日の集計 |
|---|--|

判定拠点 ※最大5地域に設置

| | |
|---|--|
| <p><拠点長></p> <ul style="list-style-type: none"> ・拠点の設置 ・判定実施本部との連絡調整 ・実施地域の調査区域割 ・宿泊施設の確認 ・被災区域の状況説明等 ・要再調査建築物の検討 ・判定実施日の総集計、報告 | <p><判定コーディネーター></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資機材、移動手段等の受入・配分 ・判定員の受付、台帳作成等 ・判定員のチーム、班編成 ・資料、移動手段の配分及び作業説明 ・判定員との連絡体制 ・判定結果集計及び報告等 ・要再調査建築物の検討 |
|---|--|

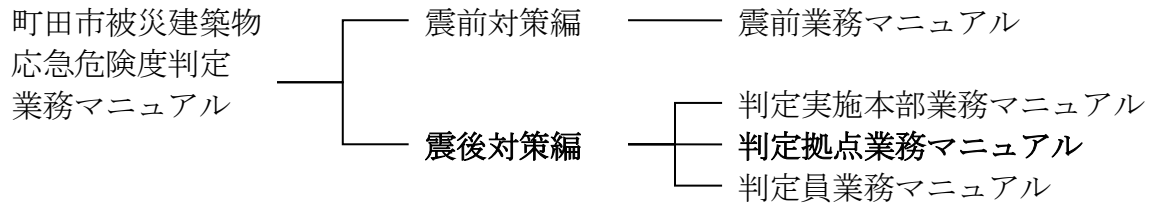
※判定コーディネーターは5班以内に1名配置



第1 目的

このマニュアルは、判定実施本部（以下「実施本部」という。）の判定実施業務に基づき設置された判定拠点（以下「拠点」という。）において、判定実施のための判定員の指導、支援を行う拠点長及び判定コーディネーターの業務について定めたものである。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



第2 拠点の業務

拠点は、実施本部が作成した判定実施地域（以下「実施地域」という。）内の被災建築物を調査判定するため、以下の業務を行う。

1. 拠点長の業務

- (1) 拠点の設置
- (2) 実施本部との連絡調整
- (3) 実施地域の調査区域割
- (4) 宿泊施設の確認
- (5) 被災区域の状況説明等
- (6) 要再調査建築物の検討
- (7) 判定実施日（以下「実施日」という。）ごとの総集計、報告

2. 判定コーディネーターの業務

- (1) 実施本部からの資機材等及び移動手段の受入、判定員への配分
- (2) 判定員の受付、台帳作成、宿泊所の諾否
- (3) 判定員のチーム、班編成
- (4) 判定業務に必要な資料、移動手段の配分及び作業説明
- (5) 判定員との連絡体制
- (6) 班の判定結果集計及び報告、翌日の予定説明
- (7) 判定結果に基づく要再調査建築物の報告、検討

『解説』

1. 拠点長の業務

- (1) 省略
- (2) 実施本部と拠点の判定作業関係等に関する連絡調整は、防災安全課及び拠点に設置される防災無線等を使用して行う。
上記の連絡調整方法が使用不可能時は、「移動手段（自転車、オートバイ等）」を使用する。
- (3) 詳細は第3項参照。
- (4) 参集要請日までに実施本部で確保した宿泊所の確認を行う。

- (5) 詳細は第 7 項参照。
 - (6) 詳細は第 8 項参照。
 - (7) 詳細は第 8 項参照。
2. 判定コーディネーターの業務

- (1) 省略
- (2) 詳細は第 5 項参照。
- (3) 詳細は第 6 項参照。
- (4) 詳細は第 4 項及び第 7 項参照。
- (5) 判定員と判定作業に関する連絡体制
 - ① 常時、連絡調整が出来るよう移動手段を確保した体制整備
 - ② 携帯電話の使用可能時は、連絡手段を確保した体制整備
- (6) 詳細は第 8 項参照。
- (7) 詳細は第 8 項参照。

第 3 実施地域の調査区域割

拠点長は、判定コーディネーターと共に実施本部が作成した実施地域を基にチームごとの調査区域割を行い班全体の調査区域を住宅地図に記入し、作成する。

『解説』

- ① 1 日の判定棟数は、1 チーム 15 棟程度を基準にして割付けを行う。
- ② 1 チーム（平均約 45 棟分）の判定期間は、3 日間として割付けを行う。
- ③ 各班の割付けを行う。
- ④ 割付けは、住宅地図を用いる。

第 4 資機材等及び移動手段の受入、配分

- 1. 判定コーディネーターは、実施本部から送付された資機材等及び移動手段を「判定資機材一覧表」に基づき判定実施日（以下「実施日」という。）までに確認を行う。
- 2. 判定に必要な資機材等を各班の班長、副班長に配分する。
- 3. 拠点から調査区域へ移動するための移動手段を必要とする班の班長、副班長に配分する。

『解説』

- 1. 実施日の前日までに、実施本部から送付された資機材等及び移動手段を「判定資機材一覧表」のリストに基づき数量を確認する。
- 2. 実施日に判定に必要な資機材を班長、副班長に配分する。班長、副班長は、各チームに配分する。

- | | |
|------------|---------------------------|
| ①腕章 | 判定員全員 |
| ②判定調査表 | 判定棟数 |
| ③判定ステッカー | 赤（危険） 黄（要注意） 緑（調査済） |
| ④ヘルメット用シール | 判定員全員 |
| ⑤判定街区マップ | 判定作業区域図 |
| ⑥下げ振り | 1 チームに 1 個 |
| ⑦クラックスケール | 1 チームに 1 個 |
| ⑧ガムテープ | 1 チームに 2 個 |

- ⑨油性マジック 1 チームに1 個
 - ⑩バインダー 1 チームに1 個
 - ⑪車両表示 1 チームに1 枚
 - ⑫ハンマー 1 チームに1 個
 - ⑬その他
3. 実施本部から配分された自転車やバイク等を判定作業に必要な調査区域の各班に移動手段として班長、副班長に配分する。

第5 判定員の受付、台帳作成等

1. 判定コーディネーターは、参集要請により拠点に参集した判定員の受付を行うとともに必要事項を受付台帳に記載する。
2. 受付台帳には、判定員の判定活動可能日数、持参した持ち物等の確認を行い記載する。
3. 拠点長は、受付台帳を実施本部に提出する。

『解説』

1. 実施本部で割り付けされた拠点ごとの受付台帳をもとに、判定員の受付をする。
 - ①拠点ごとの受付台帳に基づき判定員の受付を行う。
 - ②判定活動日数及び宿泊所の確認を行う。
 - ③判定員が持参した持ち物等について確認する。
 - ④被災状況報告を受ける。
 - ⑤判定員の健康状態について報告を受ける。
 - ⑥受付終了後、受付台帳を拠点長へ提出する。
2. 受付台帳の記載
 - ①判定員は、登録番号、判定経験、活動可能日、宿泊場所等について記入する。
 - ②判定コーディネーターは、備考欄等に作業の進捗を確認するための事項を記入する。
3. 省略

第6 判定員のチーム、班編成及び班の調査区域

1. 判定コーディネーターは、判定員のチーム及び班編成を行う。
2. 調査区域割後、各班の調査区域図を作成し、班長、副班長に報告すると共に配布する。

『解説』

1. チーム、班編成
 - ①チーム構成は、判定員の参集後に行う。
 - ②原則として判定員2名で1チームとする。
 - ③原則として地元判定員と支援判定員をペアにする。（支援判定員を要請した場合）
 - ④原則として判定経験者と未経験者をペアにする。
 - ⑤中心市街地における判定は、高層住宅が多いことが予想されるため、可能な限り構造に熟知した構造業務に携わる者を優先とする。
 - ⑥10チーム以内で班を構成し、班長、副班長を任命する。
 - ⑦判定実施前及び実施後に判定員から健康状態の報告を受ける。
2. 調査区域（住宅地図に記入）は、班ごとに区域割し、各班の班長、副班長に調査区域を報告すると共に調査区域図を各班長、副班長に配布する。

第7 判定作業に必要な資料の配布、説明及び開始の指示

1. 拠点長は、実施日ごとに調査判定地区の状況について班長、副班長に説明し、資料を配布する。
 - (1) 調査地域の被災情報（危険区域、火災発生区域、救助活動区域、判定留保区域等）
 - (2) 気象状況（気温、風速、降雨等）
 - (3) 余震情報（余震の震度等）
 - (4) 被災地情報（避難所の位置等）
2. 判定コーディネーターは、実施日ごとに判定作業内容等を班長、副班長に説明し、資料を配布する。
 - (1) 調査地域の調査区域割図
 - (2) 判定調査表に基づく判定方法（外観調査の判定）
 - (3) 判定ステッカー
 - (4) 判定実施のパンフレット等
 - (5) 出発時間、集合時間、集合場所
 - (6) 緊急時の連絡方法
 - (7) 調査区域への移動手段
 - (8) 判定作業開始の指示

『解説』

1. 拠点長は、判定作業にあたり調査地域の状況について説明し、以下の点について注意するよう班長、副班長に説明する。
 - (1) 被災地情報は、二次災害を起こす可能性のある施設及び区域で危険な箇所に近づかない等、無理な活動はしないよう説明する。
 - ①二次災害を起こす可能性のある化学工場、危険物貯蔵庫等の施設
 - ②がけの崩壊が生じ、二次崩壊の可能性の高い区域
 - ③周辺に火災が発生しており、延焼の可能性の高い区域
 - ④その他
 - (2) 気温、風速、降雨等、実施日の気象状況により必要な携帯用品等
 - (3) 省略
 - (4) 省略
2. 判定コーディネーターは、判定作業に必要な資料の配布、説明及び判定作業に関する注意事項等を班長、副班長に指示する。
 - (1) 調査区域図には、被災地情報、判定実施留保区域情報を明記し、配布する。
 - (2) 判定は調査表に基づき客観的（安全側で判定をしない。）に実施する。なお、住民から質問があった場合は、誠実に回答する。
 - (3) 判定ステッカーは、「危険・要注意・調査済」を一部とし、各チームに配布する。
 - (4) 判定実施にあたって住民へ周知するためのパンフレット等の資料配布
 - (5) 判定作業の出発時間、判定終了後の集合場所、集合時間等、遅参の場合の対応も含め指示する。なお、集合場所への遅参は、以下の場合が想定される。
 - ①判定中に事故に遭遇
 - ②被災者とのトラブル（住民とのトラブルを起こさない。）
 - ③判定の区切りがつかない（最後の調査建築物が大規模な場合）
 - (6) 緊急時の連絡方法について指示する。
 - ①携帯電話による連絡（使用できる場合）
 - ②移動手段による連絡（携帯電話が使用できない場合）

- (7)各班の移動手段（徒歩、自転車、オートバイ等）について指示する。
- (8)省略

第8 班の判定結果集計及び報告、翌日の予定説明

1. 判定コーディネーターは、班長、副班長から班ごとに集計した判定結果の報告を受け判定作業当日の取りまとめをし、拠点長へ報告する。
2. 班長、副班長から提出された判定結果報告等で、要再調査建築物がある場合、班長、副班長と共に検討し、拠点長に報告する。なお、拠点長より要再調査建築物と指定された建築物については、再調査を行う。
3. 判定作業開始後、拠点長と共に実施地域の再調査判定区域等の検討を行う。
4. 拠点長は、拠点到ける判定結果集計を実施日ごとに行い実施本部へ報告する。

『解説』

1. 判定作業当日の結果集計を行い拠点長と共に実施本部へ結果報告をする。
 - ①判定結果の報告を受けると共に、配布した資機材等の回収を行う。
 - ②翌日以降の判定活動に伴う判定員の作業中のけが、健康状態について班長、副班長から報告を受ける。なお、けがの場合は、補償対象になるため実施本部へ報告する。
 - ③作業中のけが、健康状態等により翌日の判定活動が出来ない場合、チーム編成を行うと共に拠点長に報告する。
2. 拠点長より要再調査建築物と指定された建築物は、再度調査をし、危険と思われる被災建築物については、周辺の立入り禁止や避難勧告等の処置をとる。
3. 判定作業開始後も、余震等により被災した建築物については、調査判定の対象とし、調査区域の見直しを行い再調査判定区域について拠点長と協議する。
4. 省略

第9 拠点業務の終了

拠点の判定業務は、判定作業計画の完了をもって終了とする。

『解説』

判定作業の最終報告後、実施本部の終了と共に拠点も終了する。なお、終了後は、判定所管課が事務を引継ぎ対処する。

判定所管課：都市づくり部建築開発審査課

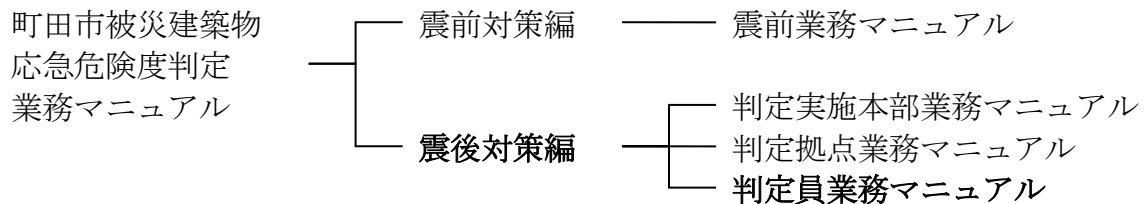
震 後 対 策 編

3 判定員業務マニュアル

第1 目的

このマニュアルは、地震による被災建築物の応急危険度判定（以下「判定」という。）を行う被災建築物応急危険度判定員（以下「判定員」という。）の業務基準を定め被災建築物の判定を、迅速かつ的確に行い余震による二次災害の防止を図ることを目的とする。

『町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの構成』



第2 判定員の業務心得

1. 判定員は、判定実施本部（以下「実施本部」という。）の参集要請に基づき参集し、町田市災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班が定めた判定員業務マニュアルを遵守し、判定業務を行う。
2. 判定員は、判定業務を行うに際して「被災建築物応急危険度判定マニュアル」を遵守し、迅速かつ誠実に被災建築物の判定を行う。
3. 判定員は、判定所管課から応援判定員の参集要請を受け応援判定業務に参加する場合、被災地の都道府県等が定めた判定員業務マニュアルを遵守し、被災建築物の判定を行う。

『解説』

1. 実施本部の参集要請は、判定実施本部が電話やメール等の連絡により行う。
2. 「被災建築物応急危険度判定マニュアル」とは、東京都から配布されている、財団法人日本建築防災協会並びに全国被災建築物応急危険度判定協議会が定めたマニュアルで、応急危険度判定基準及び木造建築物、鉄骨造建築物、鉄筋及び鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の応急危険度調査判定マニュアルを言う。
3. 応援判定員の参集要請
 - ①東京都支援本部から応援要請を受けた場合、判定所管課に判定応援係を設置する。
判定所管課：都市づくり部 建築開発審査課 閲覧証明係
電話 042-724-4270（直通）
 - ②応援判定員の参集要請は、判定所管課が電話やメール等の連絡により行う。
 - (i) 判定所管課は、応援判定業務の参加可能判定員リストを作成する。
 - (ii) 判定所管課は、参加可能判定員から応援判定員を決定し、以下の内容を該当者に連絡する。
 - ・連絡事項
判定従事期間、参集場所、参集方法、参集日時及び持参品等

第3 拠点、判定コーディネーター及び判定員の編成

1. 判定員は、実施本部の参集要請により判定作業を行う場合、実施本部組織に編成され実施本部が定めた判定実施地域（以下「実施地域」という。）の判定拠点（以下「拠点」という。）を中心に判定作業を行う。

(1) 拠点

実施地域の被災建築物の調査判定を行う拠点をいう。判定拠点長（以下「拠点長」という。）が拠点を統括する。

(2) 判定コーディネーター

実施本部、又は拠点において、判定実施のために判定員の指導及び支援を行う行政職員等をいい、判定コーディネーター1名が5班を統括する。

(3) チーム

実施地域で実際に判定作業を実施する最小単位をいい、判定員2名で構成する。

(4) 班

実施地域で実際に判定作業を実施する最小単位をいい、10チーム以内で構成する。判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。

『解説』

1. 拠点、判定コーディネーター及び判定員の編成

(1) 省略

(2) 省略

(3) 省略

(4) 班長、副班長は、10チーム以内の判定員から任命され班の統括と共に、以下の業務を行う。

①判定作業の資料、判定資機材（以下「資機材」という。）の配付、作業説明

②班の判定結果集計、報告

③要再調査建築物の報告

第4 判定員の参集及び行動基準

1. 実施本部は、電話やメール等を使用して参集要請を行う。判定員は、参集日時、参集拠点及び拠点までの移動方法等を参集要請時に確認する。
2. 判定員は、判定作業の参加について家族、勤務先の被害状況及び自己の健康状態を勘案し、家族、勤務先と相談し、決定する。
3. 判定員は、指定された参集日時、参集拠点に指定された方法で参集する。
4. 判定員は、拠点に到着後、必要事項を受付台帳に記載すると共に参集途中に得た被害状況等を報告する。
5. 判定員は、班長、副班長から判定調査表（以下「調査表」という。）等及び資機材の提供を受けると共に、以下の内容の説明を受ける。
 - (1) 被害状況（危険区域、火災発生区域、救助活動区域等）
 - (2) 気象情報（気温、風速、降雨等）
 - (3) 余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
 - (4) 被災情報（避難所の位置、被害住民への情報等）
 - (5) 出発時間、判定調査区域（以下「調査区域」という。）への移動手段、
 - (6) 判定作業中の危険防止についての注意
 - (7) 判定作業の終了時間
6. 判定員は、家族及び勤務先に行動スケジュール、緊急連絡先を伝える。
7. 判定員は、参集場所に到着後、受付台帳に必要事項を記載し、原則として実施本部の指揮下に入る。

『解説』

1. 省略
2. 省略
3. 各拠点

町田地域 → 市庁舎
 南地域 → 南市民センター
 鶴川地域 → 鶴川市民センター
 忠生地域 → 忠生市民センター
 堺地域 → 堺市民センター

4. 省略
5. 判定員は、判定作業当日ごとに調査表及び資機材の提供を受けると共に調査区域の被害状況、気象情報等及び判定作業に関する事項について班長、副班長から説明を受ける。
 <実施本部で準備する判定資機材>
 腕章、調査表、判定ステッカー、ヘルメット用シール、調査区域図（調査街区マップ）、下げ振り、クラックスケール、ガムテープ、バインダー、ハンマー等
6. 省略
7. 省略

第5 持参する資機材等

判定員は、実施本部で準備する資機材とは別に、判定業務に必要となる資機材を持参する。

『解説』

①判定員自ら用意する資機材

登録証、判定員手帳、ヘルメット、携帯電話、筆記用具、コンベックス、リュックサック、軍手等

②被災の状況による生活必需品

雨具、防寒具、マスク、医薬品等

第6 危険度判定の実施

1. 判定に関する内容、作業等の指示事項は、判定コーディネーターが班長、副班長に指示し、班長、副班長は、判定員に指示内容等を伝える。
2. 判定員は、必ず判定終了時間、参集時間、遅参の場合の対応を確認しておく。
3. 調査区域への移動は、実施本部で用意した移送手段により移動する。
4. 判定員は、判定作業を行う際、身分を明確にするため「応急危険度判定員登録証」を必ず携帯し、腕章等、身につけ識別出来るようにする。
5. 判定作業は、1人での行動を慎み、原則として2人1組で行う。
6. 判定作業中及び移動中は、危険箇所等に注意し、危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。
7. 緊急事態及び判定に関する疑問等については、移送手段を使用し、班長又は副班長に連絡すると共に指示をあおぐ。（携帯電話が使用可能時は、携帯電話を使用する。）
8. 判定作業は、迅速かつ誠実にを行い住民に対し、誠意をもって対応する。
9. 判定結果については、判断根拠を随時、建築物ごとに記録する。
10. 判定作業終了後、拠点に戻り、班長、副班長に判定結果等並びに自己の健康状態の報告を行う。又、判定結果の中で特に注意を必要とする被災建築物等については、その旨報告する。
11. 班長、副班長は、各チームから判定結果等の報告を受けると共に、判定結果の集計を行い、判定コーディネーターに班の集計結果の報告を行う。又、報告の中で特に注意が必要とされた被災建築物については、必要な措置方法について具申する。
12. 判定員は、判定終了後、翌日の判定活動について班長、副班長から説明を受け自宅に戻ることが出来る。自宅に戻ることが出来ない場合は、実施本部で準備した宿泊施設に宿泊する。

『解説』

1. 判定に関する内容、指示事項等は、連絡の一本化を図るため、班長又は副班長から報告を受けるものとする。
2. 判定作業中の事故及びトラブル等、防止のため確認をしておく。
3. 調査区域により移送手段が変更される場合があるので調査前に必ず確認をする。
4. 判定作業時は、身分を明確にするため被災住民に判定員であると識別できるようにする。
5. 省略
6. 省略

7. 判定に関して疑問等出た場合及び余震その他の災害が発生した場合等は、チームで判断しないで班長、副班長と連絡を取り指示を受ける。
8. 判定作業中及び移動中、判定員としての責任をもち被災住民に対しては、誠実に対応し、誠意を持って行動する。
9. 被災建築物のチームとしての判断根拠及び記録等
 - ①調査表だけでは判断がつかない場合、判断は建築士としての知識、経験に委ねられる部分が多分に有るため、判断の根拠を記録する。
 - ②被災建築物の所有者からの問い合わせ等に対する説明資料とするため明確に記録する。
10. 作業終了後、拠点での報告
 - ①調査表に基づき判定結果の状況を報告する。
 - ②特に注意を必要とする被災建築物とは、判定結果の中で判定結果以上に強力な立ち入り禁止等の処置が必要な建築物を言い調査表欄外にその旨記載し報告をする。
 - ③異常が無くても必ずチーム員相互の健康状態を報告する。
11. 班長、副班長は、判定結果報告を受け班の集計を行う。特に注意を必要と報告された被災建築物については、強力な立ち入り禁止等の措置について具申する。
12. 判定員は、自宅等に帰宅することを原則とする。帰宅することが出来ない場合は、実施本部で指定した宿泊施設に宿泊する。

第7 判定結果の表示

各建築物判定終了後、判定結果に基づき建築物ごとに当該建築物の出入口等見易い場所に「危険」、「要注意」、「調査済」のいずれかの判定ステッカーを貼り判定ステッカーには、判定結果に基づく対処方法に関する簡単な説明を明記する。

『解説』

- ①判定ステッカーを貼る場所は、建築物の居住者・利用者だけでなく、建築物付近を通行する歩行者等にも識別できるよう複数の箇所に貼る。
- ②判定ステッカーには、例えば落下物を除去することで判定が変更になるような場合の対処方法及び注意事項等の記入を行う。特に「要注意」の判定をした場合は、必ず記入する。

第8 住民対応及びマスコミ対応

1. 判定員は、判定を行う場合、判定に対する住民の理解を得るために実施本部等で準備した判定のパンフレットを持参し、必要に応じて配布する。
2. 所有者等が在宅している場合、判定結果を知らせることとする。判定についての質問等がある場合、適切に回答するものとする。
3. 現地で判定以外の業務を求められる場合、丁寧にお断りし、速やかにその場を離れる。
4. 所有者ともめた場合、判定ステッカーを貼らずに、調査表にその旨を記録として記入する。
5. 外国人の居住者については、日本語の通じない外国人に対し、英語等で書かれたステッカー及び判定結果説明書をあらかじめ用意し、手渡す。
6. マスコミとの対応方法については、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

『解説』

1. 判定に対する住民の理解を得るパンフレットを持参し、配布する。
2. 所有者等とは、土地、建物所有者及び居住者とする。
3. 調査区域以外の建物や対象外の用途の建築物所有者から、判定を頼まれた場合は、出来る限り断るようにする。
4. 判定に関することについてトラブルがあった場合、又、ステッカーを剥がされた場合、その旨を調査票に記入する。
5. 外国人居住者については、実施本部で用意したステッカー及び判定結果説明書を手渡す。
6. 住民対応及びマスコミ対応について疑問等がある場合は、事前に判定コーディネーターに確認しておく。

標準判定資機材一覧表

| 区分 | 判定資機材 | 準備者 | | 備考 |
|-----------|-----------------|--------|-----|-----------|
| | | 判定実施本部 | 判定員 | |
| A | ★登録証 | | ○ | 判定員が携帯 |
| | ★腕章 | ○ | | |
| | ★判定調査表 | ○ | | |
| | ★判定ステッカー | ○ | | |
| | ★判定マニュアル | | ○ | 町田市、東京都配布 |
| | ★判定員手帳 | | ○ | |
| | ★ヘルメット用シール | ○ | | |
| | ヘルメット | ● | ○ | |
| | 携帯電話 | | ○ | |
| | 判定街区マップ | ○ | | |
| | 筆記用具 | ● | ○ | |
| | 油性マジック | ○ | | |
| | 下げ振り | ○ | | |
| | クラックスケール | ○ | | |
| | ガムテープ | ○ | | |
| | 雨具（ビニール合羽）※ | ● | ○ | |
| | 防寒具（ジャンパー・ミカロ）※ | ● | ○ | |
| コンベックス | ● | ○ | | |
| 健康保険証（写し） | | ○ | | |
| B | バインダー | ○ | | |
| | マスク | | ○ | |
| | 軍手 | ● | ○ | |
| | リュックサック | | ○ | |
| C | ハンマー（打診器） | ○ | | |
| | 双眼鏡 | | ○ | |
| | ペンライト | | ○ | |
| | ホイッスル | | ○ | |
| | カメラ | | ○ | |
| | コンパス（方位磁石） | | ○ | |
| | 医薬品 | | ○ | 風邪薬・胃腸薬等 |
| | 車両表示 | ○ | | |

- 注) ★印は、全国的に様式等の統一を図るもの。
 区分 A：応急危険度判定時に最低必要なもの。
 B：判定時にあった方がよいもの。
 C：判定時にできればあると便利なもの。
 ※印は、状況によって必要ない場合もある。
 ●印は、実施本部が予備分として必要なもの。

質疑応答の例

(緑の表示で)

「この建物は安全ですか。これからどのようにすれば良いのですか？」と聞かれた場合。

(答え) 建物被害は軽微であり使用可能だと思われます。今後とも注意して使用して下さい。
また、部分的に損傷しているところは早めに応急修理して下さい。何かありましたらステッカーに記載してある電話番号に電話して下さい。

(黄の表示で)

「要注意とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え) (技術的見地から危険と思われる箇所や状態を説明し) 建物に立ち入る場合には、ステッカーの注記に書いてある内容にしたがって、十分注意してください。(特に、就寝に使えない場合は、必ずその旨を強調しておくこと。)
(拠点からの指示に基づいて避難場所を案内して下さい。)

(赤の表示で)

「危険とはどういう意味ですか。私はどうすればよいのですか？」と聞かれた場合。

(答え) この建物は構造的に相当の被害を受けていますので、このままお住みになると危険です。
是非、市の判定実施本部(〇〇日以降は、都市づくり対策部住宅都市復興班)にご相談ください。電話番号は、ステッカーに記載してあります。
(拠点からの指示に基づいて避難場所を案内して下さい。)

住民から、「何をしているか？」と問い合わせがあった場合。

(答え) (応急危険度判定員登録証を提示し又、判定に係わるパンフレットを渡しながら)
私たちは町田市 の要請により、被災した建物に引き続き居住できるかどうか、また、二次災害の防止のため、建物の安全性(危険性)を判定しているところです。

(黄や赤の内容を見て)「言うことを聞かなければならないのか？」あるいは、「強制力はあるのか？」と問われた場合。

(答え) これらは、技術的見地からの勧告としての表示ですが、住民のみなさんの安全確保のため、ご理解とご協力をいただきたいと思います。

用 語

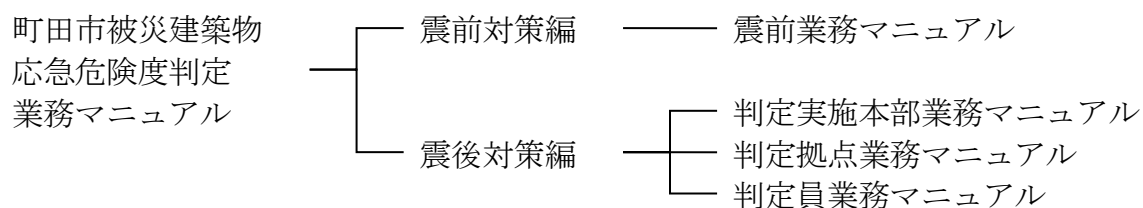
このマニュアルにおいて下記の用語を次のとおり定義する。

- 災害対策本部長
「災害対策本部長」とは、町田市災害対策本部の本部長をいい、町田市長をいう。
- 都市づくり対策部長
「都市づくり対策部長」とは、災害時における道路、河川、公共建築物、一般住宅等の情報収集、危険度判定、復興等を行う対策部長を言い、都市づくり部長をいう。
- 都市づくり対策部住宅都市復興班
町田市災害対策本部都市づくり対策部の下に組織され、一般住宅の応急危険度判定に関する業務を行う班をいう。
- 実施本部
被災建築物応急危険度判定実施本部を略して「実施本部」という。
「実施本部」とは、町田市災害対策本部都市づくり対策部住宅都市復興班の下に組織され、判定の実施を行うための本部をいう。
- 実施本部長
「実施本部長」とは、被災建築物応急危険度判定実施本部の本部長をいい、都市づくり部建築開発審査課長をいう。
- 被災調査書（民間住宅等建築物）
被災調査書は、住宅都市復興班が被災状況を収集し、被災建築物等について明記し、災害対策本部長に具申する書類をいう。
- 判定実施地域
「判定実施地域」とは、調査書を基に市域の被災範囲を推計し、実施本部が判定実施を決定した地域をいう。
- 判定作業計画
「判定作業計画」とは、判定実施が決定された地域の被災建築物の調査判定を行うための作業計画をいい、実施本部が作成する。
- 支援本部
「支援本部」とは、被災建築物応急危険度判定の実施を支援するために、東京都に設置される本部をいう。
- 支援本部長
「支援本部長」とは、東京都に設置される本部の本部長をいい、都市整備局市街地建築部耐震推進担当部長をいう。
- 判定所管課
「判定所管課」とは、町田市外において災害が発生し、支援本部から応援要請により設置する課をいい、都市づくり部建築開発審査課をいう。

- 判定応援係
「判定応援係」とは、支援本部からの応援要請に基づき応援活動を行う係をいい、判定所管課である都市づくり部建築開発審査課をいう。
- 行政職員等
「行政職員等」とは、町田市の職員及び元職員をいい、保険加入のために民間判定員と区別するために考慮している。
- 判定拠点
「判定拠点」とは、判定を実施する地域を町田地域、南地域、鶴川地域、忠生地域、堺地域の最大5地域に分け、各地域の市有建築物（各センター等）内に設ける拠点をいう。
- 判定拠点長
「判定拠点長」とは、判定を実施するために実施本部長から任命され、拠点を統括する者をいう。
- 判定コーディネーター
判定を行う際、拠点長と共に判定実施本部と判定員との連絡調整等に従事する者をいい、行政職員等に属する者をいう。
- 班
被災地で実際に判定を実施する最小グループ。最大10チームにより構成され、判定コーディネーターから任命された班長、副班長が統括する。
- 班長、副班長
班のために被災地で活動する班の代表者及び班長の補助あるいは、代理を行う副代表者。
- チーム
被災地で実際に判定を実施する最小単位、判定員2名で構成される。
- 判定
被災建築物応急危険度判定を略して単に「判定」という。
- 判定員
「判定員」とは、判定を実施するために、東京都に登録されている者をいう。
- 民間判定員
「民間判定員」とは、職区分における、行政職員以外の判定員をいう。

- 応援判定員
「応援判定員」とは、町田市外において災害が発生し、支援本部から判定員の応援要請がある場合、市内在住在勤の判定員を派遣要請し、市外に派遣する判定員を応援判定員という。
- 支援判定員
「支援判定員」とは、東京都の支援本部で支援要請し、被災地に派遣する判定員をいい、被災建築物の判定を支援する判定員をいう。
- 全国被災建築物応急危険度判定協議会
「全国被災建築物応急危険度判定協議会」とは、国土交通省、全国47都道府県及び建築関係団体が構成員となって平成8年4月5日に設立された協議会をいう。
- 判定資機材
別紙に定められた判定に使用する資機材をいう。
- 民間判定士等補償制度
「全国被災建築物応急危険度民間判定士等補償制度」の略
判定活動時に死亡若しくは負傷した場合に公務災害の適用を受けることができる者以外で、都道府県が判定士又は判定コーディネーターとして登録した者を対象とした補償制度を、全国協議会が平成10年7月1日から創設した補償をいう。
- 本マニュアル
町田市被災建築物応急危険度判定業務マニュアルを略して単に「本マニュアル」という。
「本マニュアル」とは、東京都が策定したマニュアルを基本として、町田市が被災建築物の判定を実施するために策定したマニュアルをいう。

本マニュアルは、以下により構成される。



《その他》

- 本マニュアルに定めのないものは、“震災建築物等の被災度判定基準及び復旧技術指針”の定めるところ、あるいは、他の業務マニュアルの定めるところによる。

